第1日

平成22年1月27日(水)

午前10時零分開会

〇議長(柴田裕隆君) これより、平成22年第1回朝倉市議会臨時会を開会し、 直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、 お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたい と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者があり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

19番実藤輝夫議員

20番大内田芳男議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

〇市長(塚本勝人君) 本日ここに、平成22年第1回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会では、補正予算について1件、財産の取得について2件、計3件の 議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第1号議案平成21年度朝倉市一般会計補正予算(第10号)につきましては、朝倉農業高等学校跡地活用事業費等の補正を行うものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1,738万8,000円を追加し、予算総額を272億3,499万3,000円といたしました。

それでは、歳出の内容について説明いたします。

総務費では、朝倉農業高等学校跡地活用事業費及び公共交通対策費に、

1,529万7,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、三連水車の里あさくら談合事件に伴う補助金返還金に、209万1,000円を計上いたしました。

歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として、地方交付税1,064万円、 諸収入674万8,000円を計上いたしました。

次に、第2号議案財産の取得につきましては、朝倉市立小中学校用ノートパソコンを取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第3号議案財産の取得につきましては、朝倉市立小学校2校のパソコン教室等情報端末を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議 を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

- 〇議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。総務部長。
- 〇総務部長(井上恒夫君) 第1号議案平成21年度朝倉市一般会計補正予算 (第10号)の関係で、私のほうから補足説明をさせていただきます。

項目は補正予算書の12ページ、2款総務費の説明欄にあります、朝倉農業高等学校跡地活用事業補助金1,380万円についての補足説明でございます。4項目にわたりまして、若干長くなりますけれども、口頭で説明をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

まず、この1,380万円の事業概要でございます。この事業は、本来跡地の所有権移転登記後に、市の責任において活用基本計画並びに実施計画等に基づき行う事業であります。しかしながら、現在県有地であるため、市が施工することができません。したがって、朝農校友会が事業主体となり、旧正門から北側に幅13メートル、延長約130メートルにわたり記念公園を整備する工事費に対し、補助金を支出しようとするものです。全体事業費は約2,300万円程度で、朝農跡地の全体活用計画に影響のない形で、既存の樹木39本については、原則残しながら、記念碑の移設、園路の整備、低木の植栽等を施工するものでございます。それが事業概要でございます。

2点目に、補助金を補正予算に計上しております経緯について説明させてい

ただきます。記念公園の整備場所、今申し上げました場所等についての補足説明であります。当初の、平成20年5月27日に議会等に報告いたしました、寄附採納に係る朝農校友会の構想案では、現在の正門東側の竹林が記念碑エリアとして示されていました。平成21年、昨年の11月24日に校友会役員が市長と面談され、跡地西側の旧正門から並木道の歴史ある一帯、現在提案している場所ですが、ここを整備場所として希望され、協議の結果、校友会が事業を行い、市が補助金を出すこととし、今回の補正予算の提案を決定したところでございます。再度言いますと、11月24日に校友会の役員が市長と面談されまして、協議の結果、西側、旧正門のほうに校友会が事業を行い、市が補助金を出していくという形で事業を進めるということが決定し、補正予算ということで提案させていただいております。

年度内に完了し、補助金を支出するということで、臨時会での提案でございますが、その校友会との協議の中で、本年3月末に校旗降納式、いろんな卒業式や校友会の行事等もされますが、3月末の校旗降納式までに整備したいとの校友会から要望がなされ、執行部としては、校友会が希望する一番よい時期に整備したいとの考えから、補正予算を計上したところでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

それから、長くなりますが、権利関係及び管理体制についてでございますが、 今回の整備が県有敷地に施工されることに伴い、学校施設管理者の学校長から、 施工者の校友会あてに記念公園整備承諾書をいただいておりますし、また、完 成後の維持管理につきましても、市所有となるまでの間、校友会が行うことで 協議が整っております。

補助金の支出根拠等でございます。最後でございます、この項目が。本市が策定した朝倉農業高等学校跡地活用計画の基本方針の中に、卒業生の思いを生かす、また、具体的な方向性の中に記念碑モニュメントゾーンの整備等がございますので、将来的に整備する中で、本来市が整備すべき事業であると、市としては考えています。そのことを念頭に置きながら、校友会においては多大な財産を市に寄附されることとの関係を十分に考慮して、判断した結果、金額としては事業費の60%程度、上限1,380万円の金額を決定して、提案をさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(柴田裕隆君) ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時9分休憩午前10時10分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。 御了承願います。

それでは、第1号議案平成21年度朝倉市一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。5番冨田栄一議員。

○5番(冨田栄一君) 先ほどの補足説明にもありましたけれども、予算書の 12ページ、朝農跡地の件について、御質問させていただきます。

総務部長の話を聞きますと、用地を寄附採納されるときの条件として、そういう記念碑ゾーンとしてつくっていくというのがあったのかなともとれますし、また、策定委員会の中で、朝倉農業高校跡地については、朝農そのものを柱とした開発を行うと、そういう大切な意味合いの中で、これはぜひ必要なんだということで、記念碑ゾーンというのをつくるというふうに決められたのかなと思うんですが、もしくは、その二つとも兼ね備えたものなのかというのを、確認のためにも質問いたします。

- 〇議長(柴田裕隆君) 総務部長。
- ○総務部長(井上恒夫君) 第1点の寄附を受けるときの条件ではございません。後段の基本構想をつくる中で、そういうものを生かした跡地活用をしていきたいということでございます。
- 〇議長(柴田裕隆君) 5番冨田栄一議員。
- ○5番(冨田栄一君) では、策定委員会の中のを受けて、市としては公募を行ったということで、公募された方々もいらっしゃるという話は聞いてますが、内容については聞いてませんので、先に記念碑ゾーンと決める中で、その公募の中については、全然問題ないという話ではありましたけれども、これからのスケジュールについて、どんなふうにお考えなのかをお聞きしたい。間違いなく、公募の内容としても、さっき言いましたように、朝倉農業高校そのものについてを基本とした構想の中にあるんだよということがあるという確認のもとに、これから先の公募して、開発のスケジュールはやっていくと、その先駆け的なもので、この補正予算を上げたということなのかなと、私は思うんですが、それで間違いないでしょうか。
- ○議長(柴田裕隆君) プロジェクト推進室長。
- **〇プロジェクト推進室長(伊東功君)** お答えさせていただきたいと思います。 朝倉市が策定をいたしました基本計画の中に、この整備については、具体的 に朝倉市のやる事業として策定いたしておりますので、その計画に従って進め ていきたいと思っております。

- 〇議長(柴田裕隆君) 5番冨田栄一議員。
- ○5番(冨田栄一君) お聞きしたかったのはですね、あえてこの記念碑ゾーンを先にするということの意義づけですね、説明責任があるかと思います。私自身は、1,380万円の補助金でございますけれども、一応事業だと思いますから、事業については、こういうことでという趣旨とかですね、これから先、この事業に対して、朝倉農業高校跡地がこれで活性化できるんだよというような、そういう意義づけというか、そういう説明責任が要ると思うんですね。そういうことを含めたところの、私としての質問です。
- 〇議長(柴田裕隆君) 総務部長。
- 〇総務部長(井上恒夫君) 公募した業者につきましては、11月30日で締め切っておりますので、議員おっしゃいますように、この事業がこういう形で先行して進められることについては、まだ連絡しておりませんので、きょう現在承知されておりません。それで、スケジュールのこともお尋ねでございますが、現在検討委員会の中で、選考委員会規定とか、選考基準とかを、今定めまして、早急に業者に連絡しながら、選考していくということで、その中であわせてこういう事業を先行して、12万平米の中の一番西端のこの部分については工事が行われますというようなことで周知をして、協力を願っていきたいと考えております。
- 〇議長(柴田裕隆君) ほかに。16番井本五男議員。

16番(井本五男君) 何点か質問をさせていただきたいと思いますが、まず、東側、今の正門の入り口に、このモニュメントのゾーンをつくっていこうと、こういうことであったわけでありますが、これが変更されるに当たっては、先ほど部長が説明しますように校友会、あるいは検討委員会、こちらのほうの了承も得ながら、いわゆる卒業前に西側の旧門のほうに整備をしていきたいと、こういう説明でしょう。いわゆる、以前に設定をされようとしておったところが県有地であって、これがまだ譲渡ができてない、こういう関係も含んできておるわけですね。

私は、最初この話を聞いたときに、じゃあ、何で全協なりでも開いていただいて、こういうふうでこういうことになった、今部長が説明したようなことをやっていただいて、そして、図面はこういうふうになるんですよというようなことを、しっかりと説明をしながらやっていただきたい。結局12万平米の入り口、いわゆる正門になる部分だから、全体図の中から、こういうふうなものをつくっていったらどうだろうかという一番ベストなやり方というものをしていかなきゃならない。そうしないと、せっかくの跡地活用利用というのが、私はこれによって、大きな違いが出てくるんじゃないのかなという心配をしており

ます。ぜひ、こういうことは、これは議長にも申し上げたいわけですが、こういうのは議案に、本会議の中に一遍にぼんと出してきて、はい、これをお願いしますよということでは、私はいかんのじゃないかなという気がしてますよ。これは所管の委員会で、恐らく説明があったかどうか知りませんけどね、こういうやり方じゃいけないなということを、私は非常に感じております。

それから、先ほども冨田議員のほうから出ました、いわゆる11月に公募した団体、企業、これは4社あったわけでありますが、1社は、何か引いたんでしょう。3社の中から、これは決定されておるんですか。そういう中に入って、管理をしていただく事業者の方とも、やはり僕は、こういう協議の設定する場というのはつくっていただかないと、あそこを管理していく人は何もわからないで、これは行政がやっていくことだから、それでいいんだというような考え方じゃなくて、やはりもう少し、そこらあたりの話というのは詰めていっていただかなければならない。これは朝農の意向もしっかりと考えていかなければならないことは重要なことだと思いますけれどもね、まだまだ後のこともあるわけですから、そこあたりのことはしっかりやっていただきたい。

それと、いわゆる県有地が、私の一般質問の中では、4月1日に移転登記ができるだろうということであったけれども、後の全協の中では、ほかの関係もありますので、県のほうが、2カ月おくれて6月ぐらいになるかもわからない、こういう返事がきたと、こういう説明でしたよね。やはり、これはもう、市長は一度、二度、僕は県のほうに行って、このことについてのお願いはされているとは思うんですが、この前からある県会議員に聞きましたら、この県有地譲渡について、何にも私たちは話は聞いてませんがと、県のほうには、何もこの件について言ってません、こういうお話を聞きました。ええっ、私はあなたたちに、えらい御迷惑かけているんじゃないかなということで、お礼を申し上げたところが、そういう答えが返ってきたわけですね。せっかく地元に2人の県会議員がおられるわけだから、大事な県有地の譲渡に当たっては、やはり同行していただいて、県のほうにお願いしていく、そして、早急に譲渡していただいて、そして、校友会の用地と一緒に事業を進めていくのが、これが本当の筋合いじゃないかなというふうに思うんですけれども。

私が何点か申し上げましたが、この件について、ひとつ答弁をお願いいたします。

- 〇議長(柴田裕隆君) 総務部長。
- 〇総務部長(井上恒夫君) 第1点目の手順の関係でございますが、補足説明で申し上げましたように、もう言いわけにしかなりませんが、11月24日に決定し、それから、詳細な額の決定等、年末年始がございまして、本当に十分私が

配慮が欠けておりまして、時間的にはいつの機会でも、議会に報告する機会は あったと思って、深く反省いたしております。本当に申しわけないと思ってお ります。

それから、2点目の公募された事業者に対する、このことの周知については、5番議員に対してお答えさせていただきましたように、業者を決定する中、あるいは業者選定の通知を近々に出しますので、その中で詳しく伝えて、御了解をいただいていきたいと思っております。きょう現在は、まだ公募された方については通知しておりません。

それから、第3点目の12月の本会議の一般質問の中で、4月1日に取得するということを朝倉市として回答をさせていただいたところでございます。きょう本会議で、今議員おっしゃいますように、諸般の事情により、県からの申し入れにより、6月議会以降に朝倉市と譲渡のお話について進めていきたいということが、暮れに正式に申し出がありました関係でございますから、4月1日の県有地の取得については不可能になったということをはっきり申し上げさせていただきたいと思います。

それから、そういう関係で、朝倉市と福岡県の関係でございますが、議員御指摘いただきましたように、近々に県知事と市長と面談をして、そういう話をするというようなことで、事務的に日程を調整しておるところでございます。後手後手に回りますけれども、そういうことで対策をいたしておりますことを御了解いただきたいと思います。

〇議長(柴田裕隆君) 16番井本五男議員。

16番(井本五男君) 市長と県のほうと話し合いをつくる場を、今セッティングしておると。先ほど、じゃあ、県会議員は連れていかないの。これはやっぱり同行して、一緒に行かなくちゃいかんでしょう、これ。地元の大事な一大事業をやろうという決意のもとに進めている事業ですから、何のために県会議員がおるんですか、地元に2人も。こういうことじゃいかんですよ。もうちょっとしっかりやっていただきたい、そう思います。

そういうことで、県のほうが2カ月後の6月には決定をさせていただきたい、こういうことであるわけですが、ややもすれば、6月じゃなくて、ひょっとしたら、年内に果たしてどういうことになるかわからんような、そういう状況になるんじゃないかなという心配もしてますよ。ですから、これはね、早急に県のほうとの対応を、密着してやっていただきたい、そういうことを要望しながら、以上です。

〇議長(柴田裕隆君) 市長。

○市長(塚本勝人君) 私が任命責任者でございますし、最終責任は私がとら

にやいかんということは、十分承知をしております。

政策調整会議におきましても、再三にわたり、早く決着をつけなさいというようなことは指導してきたつもりでありますが、最終的にこういう結果になったことにつきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

この問題につきましては、校友会のほうから、近々に要望がございまして、 あそこの跡地を6万平米、約5億円以上の生産価値と申しますか、そういう多 額の寄附採納を受けております関係で、校友会の御意見を慎重に配慮しながら、 そしてまた、校友会の卒業生の皆さんの理解を得るような方策をとりたいとい うのが、初めからの私の方針でございます。

でございましたので、今回の記念の場所をつくりたいというような、校友会からの要望がございましたので、その点については、それは深くこちらのほうも協力をしましょうという考え方でございます。この問題につきましては、市が初めから、譲ってくださいというようなことではなかったんですが、結果的には、市のほうに寄附採納を受けるということでございますので、それなりに朝農の卒業生の皆さんが将来、1万人以上おられますので、あそこに記念的なものをつくってよかったと言っていただくような考えでもって、私はやったつもりでありますが、結果的にこういうことになったということについては、深く、改めましておわびを申し上げたいというふうに思っております。任命責任者でございますので、担当委員会をつくって、ちゃんとやっておりますけれども、それがこういう結果になったということでございます。

ある県会議員から、中に立ってあげようというような申し入れもございまして、近々のうちに、私は県知事の日程が空き次第お願いに行って、譲渡願いを 出したいというふうに考えておるところでございます。

それから、応募先についても、このことについてはオープンにして、そして、 了解を得るような形でいくように指導してまいりたいというふうに思っており ますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

〇議長(柴田裕隆君) 18番手嶋栄治議員。

O18番(手嶋栄治君) あのですね、市長の説明はよくわかりました。ただ、部長の答弁が非常に悪い。あのね、今まで補足説明やら、特に補正予算やら受けたことないですよ、私も十何年やってきておるけど。そして、11月24日に決定した。2カ月あるわけですよ。その中に議員に全協なり、何なりで説明しとけばこういうことにはならん。24日に決定したなら、2カ月以上あるでしょうが。何で、ここでわあわあ言わにゃいかんですか。

それともう一つ、3社が、今公募しておる。今から説明すると言う。そうしたら、そこ辺が全部重要な、12へクタールの中に、そこ辺が重要なスペースで、

業者が書いてきとったら、またこれは計画変更せにゃいかんですよ。だから、 事業者の計画を見てからさっしゃったかどうか。そして、今から事業者にこれ をつくると言うと。これは完全な後手後手ですよ。もう大体なら今ごろは、責 任者がやめらっしゃったから進まんとやろうけど、もう業者も決定しとかない かんわけです、本当は。今からするって、今から業者に話すと、納得してもら う、これは怠慢もよかとこですよ、これは。そうでしょう。

- 〇議長(柴田裕隆君) 総務部長。
- ○総務部長(井上恒夫君) 総務部長として、本当申しわけないと思っております。議員おっしゃるとおりでございます。申しわけございません。

それから、2点目につきましても、着実に11月30日で締め切っておりますから、進めておくべきものが、きょう現在まで、まだ選考に至ってないということにつきましても、早急に選考し、業者等を決定していく事務を進めていきたいと考えております。

それから、校友会の申し出に対しまして判断しましたのは、当然今後の全体計画や実施計画をつくっていくものについては、担当部署として考慮しまして、西側の一番端であるということで、全体計画に及ぼす影響が少ないということで、一定事業を進めておるということについては御理解賜りたいと思っております。

- 〇議長(柴田裕隆君) 18番手嶋栄治議員。
- O18番(手嶋栄治君) そこ辺の考えがいかんとよ、考えが。全部12へクタールの全体プランを、業者の3社にしとっちゃろう。それを黙って、業者に一言も言わんで、そこだけを先行で整備すると。だから、先に3社に、ここだけ整備しますよと、一言ぐらい言っておけばいいたい。それを何も言わんで、今から言いますと、それはおかしいじゃないですかと言いよるとですよ。3社とも、そこが大事なところやから、要らんと言ったら、どげんなるとですか、それは。何のために応募したかもわからん、意味が。私が言いよるとが、ぺらぺら言いよるから、わからんかもしれんけどね。ほんなことですよ。だから、これはもう、11月24日に決まったなら、業者にも、ここはここで使いますと、3社にですね、そういうことは説明せんと、これが決まった後に、ここは使いますと、そげなことはおかしい。十分反省してください。
- 〇議長(柴田裕隆君) 市長。
- **〇市長(塚本勝人君)** ただいまの質問、まことにごもっともであると、私も思います。ただ、この問題が11月であったと思いますけれども、もう1月も過ぎようとしておるような状況でございますので、60日間ぐらいあったと思いますが、その中で、朝農の校友会から、こういうことでやってほしいという要望

がございましたので、私どもも大変な額の寄附採納を受けておりますし、先ほどから申し上げますように、朝農の1万人の卒業生の方々の、自分が相手の立場になれば、やはりおれたちの金がそこに行っているんだと、だから、市に寄附してやったんだというふうな考え方を当然持つであろうと。だから、朝農の考え方に同調していかにゃいかんのじゃないかという気持ちでおったことも事実でございます。そういうことでございますので、それでは、そういうふうにしましょうということになったわけですが、やはり、この点はひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

確かに公募しておりますので、その前に、そういうことを決めたならば、早く公募先にその件について通知をし、納得をして、それから先のプランニングをしていただかなきゃいかんということは当然なことであるというふうに理解をしております。早速それは、早く相手方にこういうことにしておりますということは通知をせにゃいかんというふうに思っておりますので、確実な、的確な指示をしたいというふうに考えておりますので、どうぞこの点御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

- ○議長(柴田裕隆君) ほかに。8番村上百合子議員。
- ○8番(村上百合子君) この校友会の100%思いが募っている記念碑を立てるという事業費の60%という1,380万円を、市が負担することが妥当であるのかというのが、ちょっと私は疑問に思います。記念碑を立ててほしいという要望、申し出があったことは、校友会からそういうお話があったということは聞いておりましたが、この費用を市が負担してほしいということが、校友会から要望があったのでしょうか。これから大きな跡地に対する事業をする場合は、維持費を将来につけて、朝倉市が負担していかなきゃいけない、管理していかなきゃいけないと思うんですけれども、100%校友会の思いが募っている記念碑は、校友会が立てたいという思いも強いと思うんですよね、自分たちの思いで。それを市が負担するということに意味があるのでしょうか。この1,380万円という計画は、どういうふうな内容でできたのでしょうか、伺います。
- 〇議長(柴田裕隆君) 総務部長。
- ○総務部長(井上恒夫君) 質疑の中で、市長が答弁させていただきましたように、校友会から多大な寄附をいただいた、言葉で言いますならば、感謝の気持ちというような形になるのかもしれませんが、そういう朝倉市の気持ちをあらわした形として、金額を決定させていただいたということで御了解いただきたいと思います。

答弁が的確でございませんで、校友会から、この金額を補助してくださいということの経過ではございません。市のほうが決定した金額でございます。

- 〇議長(柴田裕隆君) 8番村上百合子議員。
- **○8番(村上百合子君)** やっぱり記念碑とかいうものに対する思いは、校友会はすごくあると思うんですよ。そして、この団体はそういう資金を持っている団体だとお聞きしております。自分たちの思いを100%込める記念碑に、市の補助は要らないと思うんですけれども。ほかの跡地の大きな広い範囲でですね、十分市が、校友会の意思を入れた活用をしていけばいいと思うんですけれども、この1,380万円に対する校友会からの要望はなかったんですね。再度お尋ねいたします。
- 〇議長(柴田裕隆君) 総務部長。
- ○総務部長(井上恒夫君) 補足説明で申し上げましたように、時期については3月末までにぜひやりたい、そして、その中でいろいろ協議する中では、校友会が施工されるという方法しかないだろうということで、校友会が施工される場合に、一定市の補助金がいただけませんかという要望、希望はございました。それに基づいて、市で決定した金額を、今回補正予算として計上させていただいておるということでございます。
- ○議長(柴田裕隆君) ほかに。4番田中保光議員。
- **〇4番(田中保光君)** いろいろ質疑も出ましたし、御説明もありましたので、 大体理解はいたしましたが、やはり重複する部分があると思いますけれども、 私も卒業生の1人でございますし、卒業生の思いとして考えますならば、当初 の東正門の横の、校友会が計画されておりました部分からこちらに変わるとい うことですが、一番思い出があるのは、あの並木道ではないかな。あの並木道 は非常に古くて、本当にいい並木道でありますし、私どももあの並木道を通っ て学校に通った思い出がございます。そういうことから考えますと、場所とし て本当にいい場所ではないかなというふうに思うわけですけれども、総体的な 計画が今日までずっとこられた形から急転したわけですね。考えたら、どうも そういう気がするわけです。それから、そのほかの、まだ卒業生の思い出にな るような方策というのは、これからまだあるんじゃないかなと。そういうもの を、どう今後続けながら整備をしていくのかなと、その辺もまだ不明確な点が、 いろいろあるわけです。そうしますと、やはり今回公募されました中にも、そ ういうものの御提案があっておるのではないかなという想像もするわけです。 やはり、執行部としてこの活用については、ただ昔のものを残すだけという意 味ではなしに、卒業生の思いというのは、やはりあそこが地域に大きな貢献を してきた、いろいろと社会に貢献をする人材を輩出してきた、そういうものを さらに承継をした朝倉市の発展になるように活用してくださいというのが、私 は卒業生の一番の思いではないかなと、そういうものを含めて。だから、総合

的に、その計画が支障を来たさないような形で事業を進めていくべきではない かなというふうに思うわけであります。

いずれにしても、今のところは県有地でございます。今説明聞きますと、県有地もまだ払い下げの時期に至ってない。本当は4月1日という話が、官官、あるいは官民とも、払い下げの関係で整理が必要だと。だから、若干延びるというような説明も聞いておるわけですけれども、いずれにしても、朝倉市としては買収をしていくという方向でございますので、予算も今度の当初予算にそういう経費が一定計上されてくるんであろうというふうに、私は思っております。そうして、市長としては、一定の目鼻をつけながら御勇退をされるというふうに、私は理解をしておるわけでございますけれども、そういう一連のものが、途切れ途切れになっておるような気がいたします。そういうことが今後ないように、ひとつ私は、努力をして、本当にあの朝農跡地が十分に活用できるような方策の手順を進めていただきたいというふうに思うわけであります。その辺の決意をお尋ねをいたしたいと思います。

- 〇議長(柴田裕隆君) 市長。
- **〇市長(塚本勝人君)** 非常に温情温まる御意見をちょうだいいたしまして、 まことにありがとうございます。

私も住民の代表でございますので、朝農の卒業生の将来の考え方の中に、思い出の中に、やはり自分たちの先輩が、この100年間近くの、この地域に貢献してきた思い出の地ということを十分に残しながら、そしてまた、我々が将来どういうふうな利用になるかわかりませんけれども、その地が、この地域社会の中に貢献していくような地になることを念頭に置きながら、私どもは計画をしていかなきゃいかんというふうに思っております。私も勇退しますけれども、今度は外側から、そういうことに対しては見守っていきたいというふうに考えております。

後はまた、新市長の英断によってできると思いますけれども、そういう意味で、今からしっかりとした県との対話、それからまた交渉等に一生懸命に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞひとつこの件については御理解をいただきたいというふうに、ひとつよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長(柴田裕隆君) ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いた します。

次に、第2号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。4番田中保光議員。

〇4番(田中保光君) これは指名競争入札でされておるわけですけれども、

本来指名競争入札といいますと、発注者、あるいは受注予定者、これが信頼の中に成り立って、入札が行われ、事業が推進されていくというふうに、私は理解をいたしておるところでございますが、次の3号議案も同じ内容になるかと思いますけれども、指名競争入札において、辞退が非常に多いですね。入札を指名された業者で、入札をされたのはこの2号議案では3社であります。あとの5社は辞退だと。これについては、指名のあり方に何か問題があったのか、本来であれば、こういう事態は余りないんではないかなというふうに思うわけですが、その辺の考え方を、どういう考え方でこうなっておるのか、御説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(柴田裕隆君) 教育課長。
- 〇教育課長(前田祐二君) お答えいたします。

入札制度につきましては、教育委員会が直接回答すべきことではないかというふうに思いますけれども、今回学校用ノートパソコンの導入に際しましては、この事業の趣旨にかんがみまして、市内の業者を限定して指名をしたところでございます。議員おっしゃいますように、指名を希望した業者が8社あったわけでございますけれども、仕様の説明をした後に、5社の辞退が出てきたわけでございます。その辞退の理由といたしましては、今回の学校用ノートパソコンの導入事業に際しまして、ノートパソコン単体のみを納品するのではなくて、それぞれの学校での各種設定作業、例えばネットワーク設定とかLAN配線とか、そういったことまで、技術的に大変高度になります仕様がありました関係から、技術的要件によって辞退されたものではないかなというふうに、教育課としては考えております。

それで、辞退届につきましては、それぞれの業者から届け出を出してもらうわけなんですけれども、おのおの業者から、具体的に理由をお聞きしているわけではございませんので、先ほど申し上げましたような理由で辞退をされたものではないかなというふうに考えております。以上です。

- 〇議長(柴田裕隆君) 4番田中保光議員。
- **○4番(田中保光君)** そうしますと、業者に履行能力以上のものがあったと。だから、できないから辞退されたというふうに理解をいたしますと、指名をすることに、もともと問題があったのではないかなというふうに思うわけであります。やはり、そういう能力の範囲を超えるような指名があっていいのかなというふうに思うわけですけれども、それであるならば、本当に市内業者の育成、そういうものを含めて、経済対策の事業としてやっていくとするならば、ノートパソコンならノートパソコン購入だけの部分と、あるいはその他の設備の部分と分離発注あたりでもして、事業ができるようにするべきではないかなと、

私はそういう気がするわけですが、そこあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(柴田裕隆君) 教育課長。
- ○教育課長(前田祐二君) 確かに議員おっしゃいますような方法も一つの方法であろうかというふうに考えておりますが、単体と、あとそういったソフトなり、各種の設定作業を同時にしたほうが経費的に安上がりというと、ちょっと言い方が悪いかもしれませんけれども、そういった経費削減になるというようなことから、辞退者が多くなりましたけれども、入札を執行させていただいたというところでございます。
- 〇議長(柴田裕隆君) 4番田中保光議員。
- ○4番(田中保光君) 私が言っておるのは、やっぱり指名をするなら、お互いに発注者側、受注者側、信頼を持って履行できると、入札にも臨みますし、落札業者はそれを持って履行していくというのが、指名の意義のあるところであろうというふうに、私は思うわけであります。だから、そこから考えますと、十分にその辺の能力を含めて、経費だけの面でできるが、できまいが、経費の面から安くなら市内の業者を入れますよということでは、私は本来の指名の意味がないんじゃないかなと。やっぱり事業の能力の範囲において指名をしていくと。そして競争の中で、落札された業者がそれを履行を果たしていくというようなものを、私はつくり上げていかないと、本当の指名競争入札制度の意義というものが成り立たないんじゃないかなと思いますので、3遍の質疑になりますので、ひとつ今後そういうことのないようにしていただいて、入札執行をしていただきたいというふうに思います。
- ○議長(柴田裕隆君) ほかに。12番矢野公子議員。
- 12番(矢野公子君) パソコンについては一昨年だったか、小中学校にたくさん入りましたけれども、今回のノートパソコン245台というのは、台数が非常に多いですが、前回のパソコン導入と今回のノートパソコンというのの関係をお聞きしたいということと、どのように245台というのは、それぞれの学校に、次の財産の取得の部分は2校なんですけれども、これは何校あたりに配置されるものか、質問します。
- 〇議長(柴田裕隆君) 教育課長。
- ○教育課長(前田祐二君) 今回導入いたします学校用ノートパソコンにつきましては、議員おっしゃいますように、全部で245台になっております。その内訳といたしましては、教職員用の買いかえ分として60台、小学校が41台、中学校が19台でございます。普通教室用といたしまして165台、小学校116台、中学校49台となっております。そのほかに、今回電子黒板を導入します関係から、

各小中学校に1台ずつ、小学校14台、中学校6台、合計20台を、今回導入するようにいたしておるところでございます。以上でございます。

〇議長(柴田裕隆君) 12番矢野公子議員。

12番(矢野公子君) 前回の普通パソコンですかね、それとはまた、仕様が違うというように理解をするわけですかね。

- 〇議長(柴田裕降君) 教育課長。
- ○教育課長(前田祐二君) 前回導入いたしましたものは、恐らく甘木市内の 8校のパソコン教室だったというふうに思いますので、今回の導入につきましては、前回のとは赴きが異なっておりますので、今回は普通教室用とか、教職 員、校長、教頭、あと教務主任等の買いかえ分の入れかえということで御理解 いただきたいと思います。
- **○議長(柴田裕隆君)** ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いた します。

次に、第3号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。18番手嶋栄治議員。

O18番(手嶋栄治君) 先ほどの2号議案でも田中議員がいろいろ質問されましたけれども、辞退が非常に多過ぎるですね。辞退と棄権、これはどんなに違うか。

それとね、これは期日的なことがあると思います。それと2社で入札した。 これは大体3社以上の入札でなければならないと思っております。その辺をちょっと御説明願います。

- 〇議長(柴田裕隆君) 教育課長。
- ○教育課長(前田祐二君) まず、棄権と辞退の違いでございますけれども、 今回仕様説明会を12月22日に開催するということで、それぞれの業者に通知を 差し上げたわけですが、その通知を出しました時点で、参加できないという方 が棄権というふうなとらえ方をしております。それから、仕様説明をした後に、 改めて文書にて10社が辞退をされたということでございます。

13社指名をいたしまして、11社が棄権、あるいは辞退をされたわけでございますが、結果的に2社により入札を実施したところでございますが、朝倉市契約に関する規則に基づきまして、入札参加者の指名及び通知ということで、3人以上に指名をして、通知を出したということから、2社での入札も可能であるということで実施をしたところでございます。

- 〇議長(柴田裕隆君) 18番手嶋栄治議員。
- O18番(手嶋栄治君) 通知を出せば、最終的な指名は2社でもいいということですね、今の説明は。入札が、総務財政課かあそこ辺は、入札が3社は要ら

ないということですかね。2社でも、指名通知を出しておけばいいということか。だからですね、あんまり辞退が多いなら、2回も辞退した人やら、一時指名停止にせにゃいかんですよ、これは。そのくらいの勇気を持ってせんと、なめられるですよ、業者から、本当。それは土木でも建築でも、棄権やら辞退がいっぱいあります。これは何のために市が指名しよるとかと。それは、今いろいろ指名方法もあるから、二十何社、三十社もあるから、もうとれんから辞退したり、いろいろしよりますけど、これは今後、市長もまだ任期がございますので、考えてもらわんと、ばかにしとるですね、辞退が多いということは。せっかく指名してもらえるとやから、その辺のペナルティーも考えていかんといかんと思いますが、ちょっと、その辺は。

〇議長(柴田裕隆君) 総務財政課長。

○総務財政課長(渡邉義明君) ただいまの議員の御質問ですが、まずもって、教育課長が説明したように、入札時点で3社以上あれば、入札可能となっております。その点、今回と通常の場合とが違うのは、経済対策ということであって、特に地方に配慮しなさいということで、地域の電器屋さんですかね、そういったところに希望をとっております。その中で、能力の範囲とか御意見もありましたが、私のほうでは、その業者が本当に能力があるかないかもわかりません。そういった中で、まず手を挙げてもらって、希望をとったところでございます。仕様書説明の中で、やっぱりその辺は当然業者が判断いたします。履行できると思えばそのまま入札会場に来られるでしょうし、これは手に負えないと思われれば辞退という形になります。そういった中で、その方に対してペナルティーとか、そういったものを考えられるかといったら、それはまた、ちょっと別問題だと考えております。今回については、経済対策を重点に置いておりますし、また、幾つか出てくるかもしれませんけれども、そういったことで配慮したところでございます。門前払いするんじゃなくて、まず門戸を開いて、広く電器屋さんに広げたところでございます。

また、第3号議案については、前回と違うのは、また国内5メーカーからの推薦とかありました。5メーカーが上から4行目までが前回からの引き継いだ業者でございます。そして、その下に入札参加希望をとったところ、手を挙げられて、やっぱり再度繰り返しになりますけれども、手に負えないということで辞退されました。そういったところにおいては、今回についてはペナルティーとか、そういったものは全然考えることはないと、私自身は考えております。以上でございます。

肝心なことを回答いたしておりませんが、入札については、指名時点で3社であって、2社になっても入札は可能でございます。1社となれば、再度入札

になりますけれども、2社あれば大丈夫です。以上です。

〇議長(柴田裕隆君) 市長。

○市長(塚本勝人君) 今、適切な御質問がございましたが、やっぱり談合事件等もございましたので、やはり指名委員会の中で、今後はきちっとした形で指名をしていくということは、非常に大事であるというふうに思っております。それで、指名委員会は毎回開いて指名業者を選定しておるということでございますので、その点は、私が、市長は指名委員長になっておりません。しかし、それはきっちりとした形で業者選定はしておるというふうに、私は理解しておるわけでございますが、もう一回、改めて確認をとりたいというふうに思っております。以上です。

○議長(柴田裕隆君) ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いた します。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

第1号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を 省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午後1時零分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第2号議案ほか1件を議題と し、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 桑野博明君登壇)

○総務文教常任委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました第2号議案 ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、

審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案財産の取得についてであります。

本案は、朝倉市立小中学校20校のノートパソコンを取得するため、指名競争 入札により購入の相手方を定めたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議 会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に より、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、245台のノートパソコンを購入するもので、その内訳としましては普通教室用165台、電子黒板用20台、教職員用買いかえ分60台ということであります。

また、今回の購入の財源には、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当 していることから、指名業者を市内業者に限定するとともに、指名登録業者に 限らず、市内に本社がある事業所に対して入札参加者の募集を行ったというこ とであります。

その結果、8社を指名したところでありますが、仕様書を説明した結果、5 社が入札を辞退し、3社による入札になったということであります。

この入札の辞退については、仕様が単なる納品ではなく、LAN配線及びネットワークやプリンタの設定などを含んでいたことから、その技術的要件によるものと推測している旨、説明を受けたところであります。

入札の結果、予定価格3,814万1,000円に対し、所得価格2,281万6,500円、落 札率59.8%で、大倉商店から購入するということであります。

本委員会といたしましては、今回の指名の方法のように、地域経済の活性化に資することができる入札、仕様の要件設定のあり方、分離発注の検討、辞退に対する対応など教育委員会のみならず、市全体の入札のあり方について一層精査することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第3号議案財産の取得についてであります。

本案は、小学校 2 校のパソコン教室等情報端末を取得するため、第 2 号議案 と同様に、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉東小学校及び大福小学校のパソコン教室等のパソコンを購入するもので、平成16年度から5年間のリース期間が満了したため、今回更新するということであります。

指名の方法につきましては、パソコン教室の整備について国内 5 メーカーが 推薦した 3 社とあわせ、第 2 号議案と同様、財源として地域活性化・経済危機 対策臨時交付金を充当していることから、パソコン購入のため本年度行った市 内業者に対する入札参加者募集において応募のあった10社を指名したというこ とであります。

その結果、13社を指名したところでありますが、仕様説明会時点で1社が棄権、仕様説明後、10社が入札を辞退し、2社による入札になったということであります。

この入札の辞退については、サーバ交換を含むパソコン教室全体の整備で、 専門的かつ高度な技術と知識を要する仕様という技術的要件によるものと推測 している旨、説明を受けたところであります。

入札の結果、予定価格2,291万4,000円に対し、取得価格2,065万3,500円、落 札率90.1%で、株式会社内田洋行教育システム事業部九州営業部から購入する ということであります。

本委員会といたしましては、事業効果の検証を求めるとともに、第2号議案 と同様、市全体における入札のあり方を一層精査することを求め、全員異議な く原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお 願い申し上げまして、報告を終わります。

〇議長(柴田裕隆君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。 これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 桑野博明君降壇)

〇議長(柴田裕隆君) それでは、第2号議案財産の取得についてを議題とし、 討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、 委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。 採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、 委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第1号議案の審議を行います。

それでは、第1号議案平成21年度朝倉市一般会計補正予算(第10号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年第1回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時7分閉会